

産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
大分類E－製造業に関するご意見		
○ 中分類「13 家具製造業」に関する御意見		
1	<p>● 「13 家具製造業」の総説及び「131 家具製造業」の説明文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中分類 13 の総説の改定案は「室内に備え付けられて日常生活に使用される」と記述されているが、「日常生活」は「家庭生活」をイメージする。「日常生活」ではなく、「日常的に」としてはどうか。 ・「非日常」との対比ではないのであれば、「日常」と言う記述は削除しても良いのではないか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【参考】前回の提案</p> <p>中分類「13 家具製造業」の総説、内容例示の修正</p> <p>※資料6-2に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>【調整中】</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
2	<p>● 「13 家具製造業」の総説について</p> <p>中分類 13 の総説の改定案は、「家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）」と記述されているが、和式も洋式も含むのであれば括弧書きは不要ではないか。</p>	<p>【調整中】</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>

3	<p>● 「131 家具製造業」の説明文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小分類 131 の説明文の改定案について、現行の「輸送設備」を具体的な名称「車両、船舶、航空機」に修正しているが、「車両」には「自動車の車両や鉄道車両など、具体的にどのようなものが含まれるのか。 	<p>【調整中】</p> <p>(経済産業省)</p>
<p>大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業</p>		
<p>○ 中分類「33 電気業」に関する御意見</p>		
4	<p>● 「発電業」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電業」については、小分類レベルで「発電業」、「配送電業」、「小売電気業」を分けて、細分類レベルで発電方式の違いによって分類するのが適当ではないか。 ・NAICSのように分類できない理由は何か確認し、情報を提供してほしい。 <p>【参考】 現行分類と第4回産業分類検討チームにおける改定案</p> <p><現行（第13回改定）における産業分類></p> <p>3311 発電所</p> <p>発電機，原動力設備，その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所</p> <p><第4回産業分類検討チームへの提案案></p> <p>3311 発電業</p> <p>自らが維持し，及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業，一般送配電事業，配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。</p> <p>○発電事業</p>	<p>今回の日本標準産業分類改定における「電気業」の改定内容については、平成25年以降の「電力システム改革」の動向を踏まえて、「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」との併用により、「電気業」の需要・供給の対応関係の明確化を図るべく、「発電部門」、「送配電部門」、「小売部門」といった供給形態を反映した分類設定を第4回産業分類検討チームにおいて提案したところ。</p> <p>他方、「発電業」において、発電種別による細分化を行うことについては、次の理由から難しいものと思料する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「経済センサス-活動調査」において、電気業については、いわゆる「ネットワーク型産業」として扱われており、企業単位による集計となっている。 ②「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づき電気事業者から徴収される報告による「電力調査統計」においても、事業者（企業単位）による集計となっている。 ③我が国においては、電気の安定供給の確保等の観点から、電源構成の多様化を図ってきており、発電事業者の中には火力、水力、原子力、再生可能エネルギー等多様な電源を組み合わせる者も多く存在する。 ④発電種別による細分化が行われた場合、発電事業者の主業が当該分類により決定されることと思われるが、安定的な電力供給のために複数の電源を一体的に運用するという事業の特性上、国内的・国際的な諸情勢の急変の影響により発電所の稼働状況に変化が生じた場合に発電事業者の分類格付けが変わることは、分類の安定性や継続性の観点からも望ましくない。

		<p>⑤また、国際標準産業分類（ISIC）の改定動向についても注視する必要があるとも思料する。</p> <p>以上の理由から「発電業」については発電種別ごとの細分類設定ではなく、現行産業分類（第13回改定）における内容例示に、今般の電気事業法の改正に伴い、「発電事業」として位置付けられた「蓄電施設」を追加することをご了承いただきたい。</p> <p><「発電業」に係る修正案></p> <p>3311 発電業</p> <p>自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。</p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
大分類M－宿泊業，飲食サービス業		
○ 中分類76「飲食店」に関する御意見		
5	<p>● 「76 飲食店」について</p> <p>日本料理店と料亭はどのような違いで分類されるのか。また、飲食店の分類基準が不明確である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】前回の提案</p> <p>中分類「76 飲食店」の内容例示の修正</p> <p>※資料6-4に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>○ 日本料理店と料亭の違いについて</p> <p>「7621 日本料理店」と「7622 料亭」は「遊興」を伴うか否かという点で異なる。</p> <p>他方、制度面では、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下、生衛法）において、特定の業種を対象として、生活衛生同業組合を設立することができる旨規定されている。特定の業種には「風俗営業たる飲食店営業であって、料理店、待合その他これらに類するもの」が含まれる。また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」では、風俗営業とは「客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」と規定されている。</p> <p>これらから、生衛法に定める「風俗営業たる飲食店営業であって、料理店、待合その他これらに類するもの」は産業分類上の「7622 料</p>

		<p>亭」に該当することになると考えられる。</p> <p>なお、厚生労働省では、生活衛生同業組合に対して補助金や税制等による優遇施策を行っている。これらの優遇施策の対象となる業種の全体像の把握が不可欠であり、料亭の細分類項目を廃止した場合、政策の適切な運用が困難になることから、十分な施策の検討ができなくなる。</p> <p>このため、厚生労働省としては、「7622 料亭」の分類項目は不可欠と考える。</p> <p>○ 飲食店の分類基準について</p> <p>日本標準産業分類における「飲食店」の分類について、第5回産業分類改定（昭和38年改定）まではレストラン、喫茶店、食堂などが一つの細分類項目に集約されていた。第6回産業分類改定（昭和42年改定）ではそれらの項目は区分された。その際の区分の考え方は確認できないが、昭和35年に実施された旧商業統計の分類と類似していることから、同統計を参考にしたものと想定される。その後、時代の変化を踏まえて事業所数の増加が確認された飲食店（ラーメン店、ハンバーガー店など）の新規立項などを行っており、現在の分類体系となっている。</p> <p>平成28年経済センサス活動調査の結果を見ると、「7622 料亭」を除いて、それぞれの細分類項目に一定程度の規模が存在し、「7622 料亭」は規模が少ないものの、上記の優遇施策の維持のためには基本データの収集が不可欠であることから、現在の分類体系の維持が必要だと考える。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>
○ 中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」に関する御意見		
6	<p>● 「7731 施設給食業」について</p> <p>施設給食業を営む事業者の事業所は、学校や病院など実際に給食を製造しているところになるのか、それとも運営している会社になるのか。</p>	<p>経済活動の観点からすれば、実際に給食を製造・調理している事業所が施設給食業に該当すると考えている。なお、これらの事業所の管理事務や補助的経済活動事務を行う本社・本部等の事業所は小分類770「管理, 補助的経済活動を行う事業所」に該当するものと考えている。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>

7	<p>● 新設「7731 施設給食業」について 機内食を製造する事業所は配達飲食サービス業に分類されるのか。個人向けなのか、特定された多人数向けなのかといった定義だとわかりにくい場合があるため、分かりやすい定義にしてほしい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】前回の提案 [今回も同様]</p> <p>小分類項目の新設：施設給食業を「中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業」の小分類として設定</p> <p>※資料 6-4 に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>機内食を製造する事業者は、機内食の製造のみならず、製造した機内食を航空機に搭載する業務も行っている。</p> <p>このような業務は、学校や病院などに給食を提供する事業形態と同様、施設において、特定された多人数に対して、調理した飲食料品を継続的に提供する事業であると言える。</p> <p>したがって、機内食を製造する事業者についても「7731 施設給食業」に分類されるものと考えられる。</p> <p>また、「7721 配達飲食サービス業」及び「7731 施設給食業」の説明文に、それぞれ「主に対個人消費者向けの」、「対事業所向けの」と追記し、サービスの相手方を明示にすることで両者の切り分けを明確にする。</p> <p>なお、機内食を製造する事業者が本分類に含まれることを明確化するため、内容例示に「機内食提供サービス業」を追加する。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>
大分類 R - サービス業 (他に分類されないもの)		
○ 小分類「922 建物等維持管理業」に関する御意見		
8	<p>● 細分類「9221 ビルメンテナンス業」と細分類「9229 その他の建物等維持管理業」の違いについて 「9221」と「9229」の違いは、「ビル」を対象にするか「主としてビルなどの建物」を対象にするかということと「一括請負い」か「請負い」である。同じような業を行っていても、一括か否かで産業分類を区分することは、産業分類の原則からすると違和感がある。事務局の説明によると、「9221」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を踏まえて設定されたものである一方、「9229」は、ビルに限定されず、ビル以外の例として交通系の車両などの清掃も請負っている事業所が含まれるということであれば、例えば、「9221」は、認可が必要であり、認可を受けた一部の業者ができるということを説明文にきちんと書いた方が「9221」と「9229」の違いが明確になってよいと思う。</p>	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を確認したところ、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者について、一定の物的、人的基準を満たしている場合は、都道府県知事の登録を受けることができるという制度が設けられているが、登録を受けない事業者が建築物の維持管理に関する業務を行うことについては何ら制限を加えるものではないことされている。</p> <p>したがって、左記御意見の指摘である「9221」の説明文に「認可が必要」である旨の記載をすることは差し控えることとするが、「9221」と「9229」の業の違いを明確にするために、「9221」の説明文に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務を総合的に請負う」ことを追加することとしたい。</p>

<p>【参考】前回の提案</p> <ul style="list-style-type: none">・小分類 922 の名称を「建物サービス業」から「建物等維持管理業」に修正。・細分類 9229 の名称を「その他の建物サービス業」から「その他の建物等維持管理業」に修正。・細分類 9221 及び 9229 の説明文の一部を修正。9229 に、鉄道車両、船舶、航空機等を対象として建物に対して行われる清掃と類似した業務を請負う事業が含まれる旨を追加。・細分類 9229 の内容例示に「船舶清掃業」を追加。	<p>また、「9229」は当該業務の「一部」を請負う旨を説明文に追加し、「9221」との業の違いを明確にすることとしたい。</p> <p>(資料 6 - 5 参照)</p> <p>(事務局)</p>
---	---